

生徒納付金返還規定

学則「第5章 生徒納付金」（生徒納付金）第21条及び（生徒納付金の返還）第24条に関し以下の通り規定する

- (1) **在留資格認定証明書は発給されたが、入国査証申請を行う前に入学を辞退した場合**
選考料、入学金、返還時の送金手数料を除く全納入金を返還します
ただし、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を返還条件とする
- (2) **在外公館で入国査証の申請をしたが不発給となり来日ができなかった場合**
選考料、入学金、返還時の送金手数料を除く全納入金を返還します
ただし、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を返還条件とする
- (3) **入国査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合**
選考料、入学金、返還時の送金手数料を除く全納入金を返還します
ただし、入学許可証の返却と入学辞退書(任意の様式)の提出ならびに入国査証が未使用で失効が確認できることを返還条件とする
- (4) **入国査証を取得したが、来日が遅れた場合**
学則「第5章 生徒納付金」（生徒納付金の返還）第24条 第1項の規定に従い原則として未受講分の納入金は返還いたしません
- (5) **入国査証を取得し来日したが、不入学の場合**
学則「第5章 生徒納付金」（生徒納付金の返還）第24条 第1項の規定に従い原則として全納入金は返還いたしません
- (6) **入国査証を取得し来日後入学したが、中途退学した場合**
学則「第5章 生徒納付金」（生徒納付金の返還）第24条 第1項の規定に従い原則として全納入金は返還いたしません
ただし、やむを得ない事由により校長に所定の届出をした上で退学する場合は下記の①から③のいずれかの提示・提出を返還条件とし、退学日が属する学期の翌学期分以降の授業料を返還対象とし、返還時の送金手数料を差し引いた金額を返還します
なお、授業料以外の納付金に関しては返還いたしません
①学生証の返却ならびに帰国後在留資格の消失が確認できるもの
②学生証の返却ならびに在留資格変更の確認ができるもの
③学生証の返却ならびに転学先の在学証明書
- (7) **入国査証を取得し来日後入学したが、日本国の法令や校則に違反し、強制送還や除籍処分となった場合**
学則「第5章 生徒納付金」（生徒納付金の返還）第24条 第1項の規定に従い原則として全納入金は返還いたしません
- (8) **免責**
自然災害や事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等による停止など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、納入金の返還はいたしません